

## 指定短期入所療養介護事業者 指定申請の手引き

### 1 指定要件の概要

短期入所療養介護事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 法人であること、又は病院・診療所であること。
  - ・営利法人・非営利法人を問わず、法人格を有していれば要件を満たすこととなります。ただし、法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。
  - ・病院・診療所の場合は法人格は不要です。
  - ・介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院は、開設許可を受ければ介護保険法の短期入所療養介護事業所としての指定を受けたとみなされますが、過去に指定を辞退している場合、新たに指定手続が必要となります。
  
- (2) 人員基準を満たすこと。
  - (ア) 介護老人保健施設、介護医療院又は介護療養型医療施設の場合
    - ・短期入所の利用者を入所者（入院患者）とみなしたうえで、施設の人員基準を満たすこと。
  - (イ) 療養病床を有する病院・診療所（介護療養型医療施設を除く）の場合
    - ・医療法に規定する必要数以上であること。
  - (ウ) 上記以外の診療所
    - ・看護職員、介護職員の員数の合計が、常勤換算方法で、利用者及び入院患者3人に対し1人以上であること。
    - ・夜間における緊急連絡体制を整備し、看護職員又は介護職員を1人以上配置していること。
    - ・令和3年度報酬改定により、無資格の全ての従業者に対し、**認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置をとることが義務づけ**されました。（令和6年3月31日までの経過措置期間あり。期間中は無資格者でも就業可能。）  
また、事業所が新たに採用した従業者に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられます。（同じく令和6年3月31日までは努力義務。）
  
- (3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。
  - ①設備基準
    - (ア) 介護老人保健施設、介護医療院又は介護療養型医療施設の場合
      - ・施設の設備基準を満たすこと。
    - (イ) 療養病床を有する病院・診療所（介護療養型医療施設を除く）の場合
      - ・医療法に規定するとおりであること。
    - (ウ) 上記以外の診療所
      - ・病床床面積が利用者1人につき6.4㎡以上であること。
      - ・浴室、機能訓練の場所を有すること。

※一般病床を有する有床診療所の行う指定短期入所療養介護の指定基準は、平成30年4月に改正され、設備基準から食堂が除外されるとともに、食堂の有無について、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）において届出が必要となりました。（食堂がない場合は減算型で届出ます。）

## ②運営基準

運営基準については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」及びその解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日付け老企第 25 号）」を参照してください。

## 2 申請の流れ

### (1) 事前協議

- ・前提として、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所等、短期入所療養介護の本体施設の開設手続き等を関連部署と進める必要があります。
- ・短期入所療養介護事業を計画されている場合には、必ず事前に茨城県の担当部署（長寿福祉課 介護保険指導・監査 G TEL 029-301-3343）に御予約のうえ、事業所予定地周辺の住宅地図と事業所の図面を持参して御説明願います。
- ・また、計画については、立地する市町村の介護保険担当部署にも必ず事前説明を行ってください。
- ・建設に係る近隣とのトラブルも散見されますので、事業所予定地周辺に民家等がある場合、周辺への説明をきちんと行って理解を得ておいてください。
- ・なお、建築関係法令等に係る手続きについては、別途所管する部署と協議してください。

### (2) 申請書提出

- ・申請から指定までの標準処理期間は 30 日ですので、事業開始を予定する日の 30 日前までに、申請書類を全て揃えて提出してください。申請書類が揃っていない場合、受理できませんのでご了承ください。
- ・申請受付後、審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い、通知します。
- ・ただし、書類に不備がある場合等は審査期間が 30 日を超える場合があります。
- ・また、申請に修正しがたい不備がある場合、指定が適当でないと認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。
- ・なお、介護保険サービスの実施にあたって、県の認可（社会福祉法人、医療法人等）が必要な法人については、別途法人を所管する部署との協議を行い、各手続きを済ませた上で、申請書類を提出してください。

## 3 申請に必要な書類

指定短期入所療養介護事業者に係る指定の申請を行う場合は、次の書類を茨城県知事に 1 部提出します。書類は原則として A 4 版で統一してください。

なお、（※）の書類は介護予防事業の申請の際に省略できません。（2 部必要です。）

(1) 指定居宅サービス事業者指定申請書（様式第 1 号）（※）

(2) 付表 9 短期入所療養介護事業所の指定に係る記載事項（※）

### (3) 添付書類

①申請者の登記事項証明書又は条例等（法人以外の病院・診療所については不要です。）

登記事項の「目的」には、介護保険法に基づく短期入所療養介護事業（介護予防短期入所療養介護事業を実施する場合にはあわせてその旨）を実施する旨が規定されていることが必要です。

- ②病院の使用許可証、診療所の使用許可証又は届出書等の写し（病院又は診療所の場合）、介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写し（介護老人保健施設又は介護医療院の場合）
- ③申請者の組織体系図  
申請者である法人の組織体系図（事業所等が複数ある場合はその全てが記載されたもの）を添付してください。
- ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
- ・管理者及び従業員全員の毎日勤務すべき時間数を記載してください。
  - ・資格が必要な職種は、資格証等の写しを添付してください。  
（注）資格証には本人の署名・押印が必要です。
  - ・従業員（常勤・非常勤問わず）については、雇用契約書、辞令等、当該職員と法人との雇用関係が証明できる書類の写しを添付してください。
  - ・その他注意事項は参考様式備考欄に記載のとおりです。
- ⑤事業所の平面図（参考様式3）
- ・用途、面積、備品の配置等を明示したA4判又はA3判のものを添付してください。
  - ・既存の平面図があれば、それを添付して差し支えありません。
  - ・事業所の外観及び内部（用途ごと）の状態が分かる写真を添付してください。
  - ・事業所が賃借物件である場合には、賃貸借契約書類の写しを添付してください。
- ⑥事業所の設備等に係る一覧表（参考様式5）  
基準上設置が必要な設備等のうち「付表」及び「事業所の平面図」に記載した項目以外の事項について記載してください。
- ⑦運営規程  
次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。
- 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 **事業所の名称及び所在地**
  - 三 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 四 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - 五 通常の見送迎の実施地域
  - 六 施設の利用に当たっての留意事項
  - 七 非常災害対策
  - 八 **虐待の防止のための措置に関する事項**
  - 九 その他運営に関する重要事項
- ⑧利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式6）
- ⑨事業開始から一年間の事業計画書及び収支予算書  
（ただし、法人の会計年度で作成する場合は、当該介護保険事業の開始から一年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。）
- ⑩損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書の写し等）
- ⑪誓約書（参考様式7 介護予防短期入所療養介護の場合にあっては参考様式8）（※）
- ⑫従業員一覧表（参考様式15）
- ・対象とする従業員については、常勤・非常勤にかかわらず雇用関係のあるすべての従業員とします。※長寿福祉課の職員が従業員の勤務の意思確認を行うことがあります。

※ 令和5年7月1日以降、指定指令書は、原則電子交付（メールでの交付）となります。  
ただし、パソコンやメールアドレスを有しておらず、紙交付を希望する場合は、  
以下の書類をご提出ください。

①紙交付の申請書

②費用減免の申立書

③指定指令書送付用封筒（250円分の切手を貼付け、返信先の事業所名、所在地等を記載したA4判の書類が折らずに入る定形外の封筒）

#### (4)指定介護予防短期入所療養介護事業の指定を同時に受ける時の特例

指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合、指定介護予防短期入所療養介護事業者の申請に係る書類は、(1)、(2)、(3)の④を除き省略することができる。

## 4 その他

(1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分御理解のうえ取り組まれるようお願いいたします。

※介護保険法や上記通知等の具体的な内容については、一般の書籍やインターネット（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>）等を御参照ください。

(2) 全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は独立行政法人 福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」（<http://www.wam.go.jp/>）でも提供されていますので御参照ください。

(3) 事業者の指定等に関する様式は茨城県ホームページの下記アドレスからダウンロードできますので御活用ください。

（[http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyoku/kaigo/jigyosha/27kaigokyu\\_uhu.html](http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyoku/kaigo/jigyosha/27kaigokyu_uhu.html)）

## 5 お問い合わせ・申請書提出先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県福祉部 長寿福祉課 介護保険指導・監査担当

TEL 029-301-3343、3281 FAX 029-301-3348

※ 事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は、上記の問い合わせ先にてお受けしますが、その場合は必ず電話により予約をしたうえでお越しください。

なお、申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合でも、指定基準を満たさない場合は、指定できませんので、あらかじめ了解願います。（不明な点がある場合は、必ず事前確認をしてください。）

※ 水戸市、つくば市、笠間市、常総市にて事業の実施を予定されている場合には、各市の介護保険主管課へお問合せください。

（老人福祉法とは権限委譲市が一部異なりますのでご注意ください。）